

薬生食輸発 1013 第 1 号
平成 29 年 10 月 13 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(鶏卵のフィプロニル) の一部改正について

鶏卵のフィプロニルに係るモニタリング検査の実施については、「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(鶏卵のフィプロニル) (平成 29 年 8 月 31 日付け薬生食輸発 0831 第 1 号) により通知しているところです。

今般、鶏卵を含む加工品についても検査の実施が可能となったことから、上記の通知を別添のとおり改正することとするので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

(別添)

「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（鶏卵のフィプロニル）」（平成 29 年 8 月 31 日付け薬生食輸発 0831 第 1 号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>1. 対象食品 欧州連合加盟国、台湾及び韓国から輸入される以下の鶏卵及びその加工品</p> <p><u>(1) 鶏卵及びその加工品（粉卵、液卵及びピータン^{*1}に限る。）</u></p> <p><u>(2) 鶏卵を含む加工品（乾めん、アイスクリーム類、ケーキ類^{*2}に限る。）</u></p> <p><u>*1：鶏卵をアルカリ等で処理したもののほか、加熱等で処理した類似の食品を含む。</u></p> <p><u>*2：無加熱摂取冷凍食品：ケーキを含む。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 検体採取方法</p> <p><u>(1) 1. (1) については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄により実施すること。</u></p> <p><u>(2) 1. (2) については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「農薬」の欄により実施すること。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>1. 対象食品 欧州連合加盟国及び台湾から輸入される鶏卵及びその加工品（<u>粉卵、液卵及びピータンに限る。</u>） (新設)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 検体採取方法 <u>平成「成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄により実施すること。</u> (新設)</p> <p>4. (略)</p>

<p>5. <u>検査検体数</u> <u>(1) 1. (1) については全ての輸入届出を対象とすること。</u> <u>(2) 1. (2) については59件とすること。</u></p> <p>6. <u>その他</u> <u>(1) 1. (2) の対象食品については、事前に試験担当課と調整すること。</u> <u>(2) 1. (2) の採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態で保管しておくこと。</u> <u>(3) 1. (2) の採取検体のうち、鶏卵を含む部分が物理的に分離可能な製品にあっては、鶏卵を含む部分のみ粉砕して検査に供すること。</u></p>	<p>5. <u>その他</u> <u>上記1</u>については全ての輸入届出を対象とすること。</p> <p>(新設)</p>
--	--

薬生食輸発 0831 第 1 号
平成 29 年 8 月 31 日
(最終改正：平成 29 年 10 月 13 日)

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(鶏卵のフィプロニル)

標記については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号（最終改正：平成 29 年 8 月 30 日付け薬生食輸発 0830 第 2 号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、オランダ、ベルギー、台湾などの養鶏場から出荷された卵からフィプロニルが検出しているとの情報があることから、下記のとおりモニタリング検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

なお、平成 29 年 8 月 17 日付け薬生食輸発 0817 第 1 号「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（欧州産鶏卵のフィプロニル）は本通知をもって廃止します。

記

1. 対象食品

欧州連合加盟国、台湾及び韓国から輸入される以下の鶏卵及びその加工品

- (1) 鶏卵及びその加工品（粉卵、液卵及びピータン^{*1}に限る。）
(2) 鶏卵を含む加工品（乾めん、アイスクリーム類、ケーキ類^{*2}に限る。）

*1：鶏卵をアルカリ等で処理したもののほか、加熱等で処理した類似の食品を含む。

*2：無加熱摂取冷凍食品：ケーキを含む。

2. 検査項目

フィプロニル

3. 検体採取方法

- (1) 1. (1) については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄により実施すること。
(2) 1. (2) については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「農薬」の欄により実施すること。

4. 検査方法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号）により試験を実施すること。

なお、試験に当たっては、上記以外の方法であっても、通知法で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において同等又はそれ以上の性能を有するとともに特異性を有する試験方法により実施して差し支えない。

5. 検査検体数

- (1) 1. (1) については全ての輸入届出を対象とすること。
- (2) 1. (2) については59件とすること。

6. その他

- (1) 1. (2) の対象食品については、事前に試験担当課と調整すること。
- (2) 1. (2) の採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態で保管しておくこと。
- (3) 1. (2) の採取検体のうち、鶏卵を含む部分が物理的に分離可能な製品にあっては、鶏卵を含む部分のみ粉砕して検査に供すること。